

沼津市排水設備指定工事店の継続申請に必要な書類

- ・排水設備指定工事店継続指定申請書（第四号様式）
- ・住民票の写し（法人の場合は代表者に関するもの）
- ・経歴書（学歴、免許、資格等を記載。法人の場合は代表者に関するもの）
- ・身分証明書（本籍地の市町村で交付。法人の場合は代表者に関するもの）
- ・商業登記簿謄本（法人のみ）
- ・定款の写し（法人のみ）
- ・営業所の平面図、付近見取図及び写真

平面図 ⇒ 事務所、資材置場等の配置のわかるもの
付近見取図 ⇒ 住宅地図の写し等
写真 ⇒ 営業所の外観（全景）及び事務所・資材置場等の内部を写したもの
（塩ビ管、柵など排水設備工事に関係する材料が写るように）

- ・専属する責任技術者の名簿及び雇用関係を証する書類

名簿 ⇒ 登録番号、氏名、住所、生年月日等を記載したもの
雇用関係を証する書類 ⇒ 保険証の写し又は社員証の写し等と、所属証明（別紙）

- ・責任技術者証の写し
- ・排水設備工事中用機械器具調書（機械器具の名称、型式、数量等の一覧表。「排水設備工事の施工に必要な設備及び機材に係る基準」に記載されているものは必ず記入。）
- ・排水設備工事中用機械器具の写真（調書に記載した物の写真。内容が識別できるよう撮影されたもの。小器材は一枚にまとめて写してよい。）
- ・確約書（市指定様式）
- ・暴力団員又は暴力団員等でないこと等に関する表明・確約書（市指定様式）

問い合わせ

〒410-8601 沼津市御幸町16-1

沼津市役所 水道部水道サービス課
給排水サービス係
055-934-4856

排水設備工事の施工に必要な設備及び器材に係る基準

沼津市排水設備指定工事店規程第4条第2号に規定する「排水設備工事の施工に必要な設備及び器材は次のとおりとし、それぞれ常時使用可能な状態にあることとする。

区 分	名 称	所有形態
車 両	トラック又はライトバン（軽自動車を含む。）	自己所有
転 圧 機	ランマー又はプレート等	自己所有
測量機器	水準器（レベル）及び箱尺（スタッフ）等	自己所有
その他の 小 器 材	つるはし スコップ 大ハンマー かなづち カッター又はのこぎり（塩化ビニール用） バール	自己所有 〃 〃 〃 〃 〃